

品川区教志研究協議会設置要綱

制定 平成24年4月1日教育長決定 要綱第8号

1 協議会の設置および目的について

各品川区固有教員（以下「固有教員」という。）の職務に必要な資質・能力の向上を図るとともに、相互の連携を強化・支援することを目的として、品川区教志研究協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の組織

(1) 協議会には次の役員を置く

- ① 会長 区長
- ② 事務局長 教育長

(2) 固有教員は、協議会の構成員とする。

(3) 協議会の事務は、指導課において所掌する。

3 固有教員の役割

(1) 固有教員は、品川区教育委員会（以下「区教委」という。）独自の任命権に基づき採用された本区教育改革の原動力となる高い志をもったものであって、採用から退職までの期間を通じて品川区立学校に勤務し、区教委が独自の教育理念に基づき実施する教育施策（以下「独自の教育施策」という。）を主体的かつ積極的に推進するとともに、協議会の構成員として区内に勤務する他の県費負担職員に対し、その推進にあたっての当事者意識を涵養することをその役割とする。

(2) 固有教員は、協議会の構成員として、従来からの学校観、教師観、児童・生徒観および学習観を見直し、独自の教育施策にかかわる基本方針を常に熟知するとともに、その方針を具現化するという使命を深く理解し、教育活動を実践するものとする。

4 協議会が行う活動

(1) 協議会は、固有教員に対し、その任用年数に応じて、事務局長が別に定めるところにより、区教委が県費負担教員を対象に実施する研修のほか、独自の研修を実施するなど、その資質向上を図るために必要な活動を行う。

(2) 協議会は、固有教員に対し、第1条の目的を達成するため、月1回程度、区の最新の教育課題に関する意見交換の場を提供するものとする。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、事務局長が、別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。